

(3) 指示について

国は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(2)の調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成に当たり、国に対して助言、協力を求めることができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して国が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(7) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(4) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

(7) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

(4) 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ることをしてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

(7) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「総務省統計局」や「科学技術研究調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が科学技術研究調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

(4) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

オ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

カ 記録・帳簿書類

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、平成24年度まで（5年間）保管しなければならない。

キ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ク 権利義務の帰属

- (7) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

ケ 再委託

- (7) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (4) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。
- (7) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で国の承認を受けなければならない。
- (5) 民間事業者は、上記(4)又は(7)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- (7) 再委託先は、上記の秘密の保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、事業の同時実施の禁止及び権利義務の帰属等については民間事業者と同様の義務を負うものとする。

コ 委託内容の変更

民間事業者及び国は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

サ 契約の解除等

国は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (7) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき

- (イ) 法第 14 条第 2 項第 3 号又は第 15 条において準用する第 10 条（第 11 号を除く。）の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき
- (ロ) 本契約に従って本業務を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- (エ) 上記(ロ)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- (オ) 法令又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- (カ) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき
- (キ) 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき
- (ク) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- (ケ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

シ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と国とが協議するものとする。

8 契約により民間事業者が負うべき責任

- (1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 民間事業者は、当該第三者に対する賠償の責めに任じなければならない。

イ 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であつて、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

ウ 国が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

- (2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって国に損害を与えたときは、民間事業者は、国に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

- (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、本契約に定める業務を履行できないときは、遅延賠償金として遅延日数1日につき契約金額の1000分の2に相当する金額を国の指定する期間内に納付しなければならない。また、7(5)サの規定により、国が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を国に納付しなければならない。

9 実績評価

- (1) 実施状況に関する調査の時期

科学技術研究調査の実施状況については、業務終了時点における状況を調査するものとする。

- (2) 調査の実施方法

国は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるように、民間事業者の実施状況を調査する。回収率や照会件数を実績値と比較することで、数値的な質の維持向上が達成されたかを定量的に評価する。また、調査客体への事後調査や照会の回答内容を調べることで、業務が適切に実施されたかを定性的に確認する。

- (3) 調査項目

ア 回収率・照会件数

イ 調査客体への事後調査・対応状況等

ウ 実施経費（実際に本業務に要した経費）

質の維持向上だけでなく、経費削減が達成されたか確認する。

- (4) 国は、必要に応じ、民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

- (5) 国は、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

10 その他実施に関し必要な事項

- (1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

- (2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法その他関係法令を遵守するものとする。

特に、統計法は第14条において、調査客体の秘密は保護されなければならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

- (3) 本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- (4) 次のア及びイのいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により三十万円以下の罰金に処されることとなる。
- ア 7(1)アによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は 7(2)による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- イ 正当な理由なく、7(3)による指示に違反した者
- (5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(4)の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記(4)の刑を科されることとなる。
- (6) 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告
- 国は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。
- (7) 国の監督体制
- ア 本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- イ 本業務の実施状況に係る監督は、7(2)により行うこととする。

照会内容報告様式

月日	科学コード	照会者	項目番号	照会内容	分類	回答内容	備考(電話以外での照会等)
□月■日	00xxxxx	〇〇大学△△学部	522	非常勤講師は研究者か。	3	研究者としない。	

○ 照会内容の分類について

- ・除外(廃業/合併/拒否等) 1
- ・新設(大学附属施設の新設など) 2
- ・調査内容・項目について 3
- ・インターネット回答システムの操作方法 4
- ・変更(住所/名称等) 5
- ・調査票遅延 6
- ・再送依頼 7
- ・その他 8

評価表

評価項目	番号	評価基準	評価の観点	必須	加点 (加重)	備考
要員体制	1	業務担当者及びこれを総括する責任者を設置しているか。	基本的な組織体制	合否	—	・責任者は連絡・調整役も兼務
	2	実務経験豊富な業務担当者及び責任者であるか。	実務経験	—	6 (2)	・責任者に指導的な立場での実務経験があるか。 ・業務担当者に照会対応や督促業務の経験があるか。
	3	統計調査に精通した責任者であるか。	統計調査の知識	—	6 (2)	・統計調査の経験があるか。
	4	人員補助体制があるか。	人員体制	—	3 (1)	・責任者及び業務担当者の代替要員がいるか。
設備・環境	5	業務に必要な場所及び設備等を用意しているか。	基本的な設備環境	合否	—	・場所の明示 ・電話、FAX、インターネット環境
	6	電話設備が十分であり、様々な機能を有しているか。	電話設備環境	—	6 (2)	・回線数 ・対応できない着信へのメッセージ ・責任者が業務担当者をリアルタイムにモニターできるか。 ・録音機能、平均応答時間の測定等。さらに、それらが報告できるか。
教育 (研修)	7	教育(研修)のプログラムの概要が必要な内容を含むか。	研修のプログラム	合否	—	・科学技術研究調査について ・秘密の保護等について
	8	教育(研修)の計画に工夫がみられるか。	研修計画	—	6 (2)	・方法、研修時間 ・過去の研修教材
照会対応 業務	9	照会の受付時間が要件を満たすか。	照会対応の受付時間	合否	—	・9時から18時までの時間を含むか。
	10	照会対応の運営に工夫がみられるか。	照会対応の運営	—	9 (3)	・配置人数 ・受付時間が長い。
	11	迅速かつ適切な対応を可能とする方法が具体的に示されているか。	照会対応の質	—	9 (3)	・頻繁にある質問等の整理方法が効率的なものか。 ・内部モニタリングを行うか。
督促業務	12	督促を繰り返し行うか。	督促の基本的な手法	合否	—	
	13	提案される督促方法に回収率を向上させる工夫がみられるか。	督促の運営	—	9 (3)	・電話やはがき等をどのように用いるか。 ・スケジュール
	14	トークスクリプト(対話台本)等が適切であり、適切な督促の実施方法が具体的に示されているか。	督促の質	—	9 (3)	・簡潔に要点を伝えるものか。 ・早期提出を促すものか。 ・調査票の記入状況をよりよくするための方策があるか。 ・内部モニタリングを行うか。
セキュリティ対策	15	入退室者の管理を行うか。さらに、使用するPC等の情報機器に情報漏えい防止対策が講じられているか。	基本的なセキュリティ	合否	—	
	16	効果的かつ実現可能な対策が具体的に示されているか。	万全なセキュリティ	—	9 (3)	・データの持ち出し及び持ち込み、並びに目的外のデータの閲覧を禁止する方法が具体的に示されているか。
受託実績・資格	17	過去に同様の業務を受託しているか。	受託実績	—	6 (2)	・業務内容(詳細、規模等)、委託者、期間
	18	プライバシーマーク又はISO9001の認証を受けているか。(注)	資格	—	6 (絶対評価)	・どちらもなし・・・0点 ・一方のみあり・・・3点 ・両方あり・・・6点
その他	19	創造性・新規性等のある効率的・効果的な実施方法が提案されているか。	創造性・新規性	—	9 (3)	
合計					93	

(注)この項目では絶対評価を行う。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)		
		平成15年度	平成16年度	平成17年度
科学技術研究調査に係る経費				
人件費	常勤職員	7,098	7,091	7,098
	非常勤職員	0	0	0
物件費		7,752	8,363	8,150
計(a)		14,850	15,454	15,248
参考値	減価償却費	61	61	61
	退職給付費用	385	385	385
(b)	間接部門費	1,291	1,272	1,291
(a) + (b)		16,587	17,172	16,985
(注記事項)				
1. 業務の実施期間は、5月中旬～10月中旬の約5か月である。				
2. 人件費				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与、法定福利費、賞与 ・ 当該委託業務に直接従事した者の人件費 				
3. 物件費の内容				
<p>通信運搬費(電話代、郵送料)、印刷製本費(はがき)、光熱費、新聞図書費、消耗品費、リース物品の賃料</p> <p>このうち、5月に実施する調査票の送付に係る郵送料は、平成15年度 5,364千円、16年度 5,954千円、17年度 5,583千円である。</p>				
4. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、算定方法は以下のとおり。				
①減価償却費(受託者において準備する必要のある施設・設備のうち、物件費に計上していないもの)				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定額法により算出 ・ (備品関係) : FAX、コピー機、机、椅子、書庫、ロッカー ・ (建物関係) : 建物全体の減価償却費のうち、本業務を担当している係が占有している面積分を算出 				
②退職給付費用				
<p>総務省全体の退職給付費用を当該省内総職員数で除した数に本業務に従事した常勤職員数(2 従来の実施に要した人員の1,016人)を乗ずることにより算出。</p>				
③間接部門費				
<p>統計局総務課及び統計情報システム課の執行部門に係る人件費、物件費、委託費等の金額を職員数に応じて比例配分した。</p>				

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
科学技術研究調査に係る業務			
常勤職員	1.016	1.016	1.016
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- 科学技術研究調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

- 調査客体からの照会（電話、FAX、インターネット等）

5月中旬に調査票を郵送していることから、5月中旬～6月末までの照会件数(約700件)。

その後、はがき督促、電話督促後に集中するほか、随時、調査客体からの照会がある。

(最終件数 約1700件)

(注記事項)

1. 科学技術研究調査は、常勤職員4人の体制で5月中旬から10月上旬にかけて実施している。なお、実施期間が1年未満であり、従事する職員は委託対象外の業務にも従事しているため、人員数は、1人の職員が1年間対象業務に従事した場合を1人として算定した数値を記載している。

職員Aの従事日数 38日÷252日=0.1508人

職員Bの従事日数 64日÷252日=0.2540人

職員Cの従事日数 77日÷252日=0.3056人

職員Dの従事日数 77日÷252日=0.3056人

合計:1.016人

3 従来の実施に要した施設及び設備

- 電話(5台)、FAX、コピー機、パソコン、プリンター、サーバー、LAN
- 総務省第二庁舎の一角(約10平方メートル)を使用している。

(注記事項)

1. 事業を実施する際に必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。
2. 「1. 従来の実施に要した経費」において、上記施設及び設備を以下の項目に含めて計上している。
 - ・ 物件費(リース物品の賃料)…電話、パソコン、プリンター、サーバー、LAN
 - ・ 減価償却費…FAX、コピー機、机、椅子、書庫、ロッカー、建物

4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
(7) 督促回収率						
大学等	100%	100%	100%	100%	100%	100%
非営利団体・公的機関	100%	99%	100%	99%	100%	99%
企業等	100%	74%	100%	73%	100%	70%
計	100%	82%	100%	81%	100%	78%
(イ) 基準日(6月末日)時点の回収率						
大学等	—	12%	—	13%	—	13%
非営利団体・公的機関	—	31%	—	30%	—	33%
企業等	—	30%	—	34%	—	30%
計	—	27%	—	30%	—	27%
(ウ) 全体の回収率						
大学等	100%	100%	100%	100%	100%	100%
非営利団体・公的機関	100%	99%	100%	99%	100%	99%
企業等	100%	82%	100%	82%	100%	79%
計	100%	87%	100%	87%	100%	84%

(注記事項)

5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

別添のとおり

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- 調査客体からの疑義照会に対しては、調査事項の記入内容についての質問が多いので正確に回答する。
- 督促業務については、督促を行うことにより、調査票の回収率が大幅に増加するので、適切に遂行すること。
なお、電話督促においては、調査客体に対して、誠意を持って対応すること。

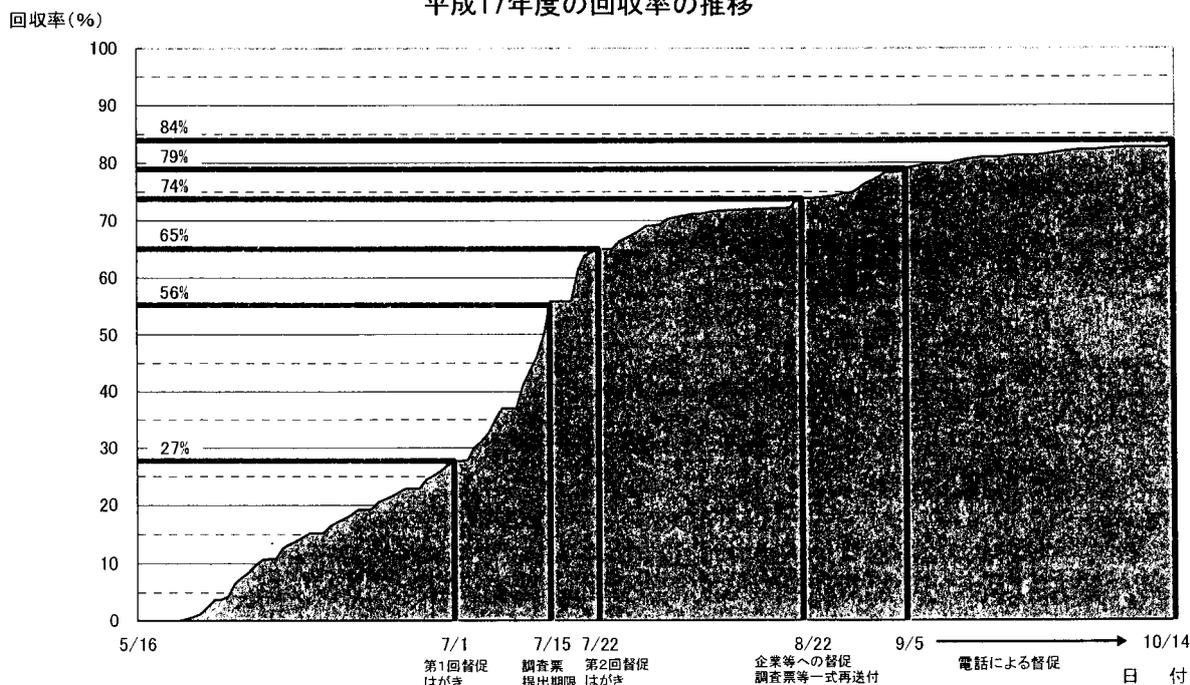
(参考 6月末時点では約27%の回収率。督促後の最終回収率は約84%。)

(注記事項)

1. 督促と回収率との関係

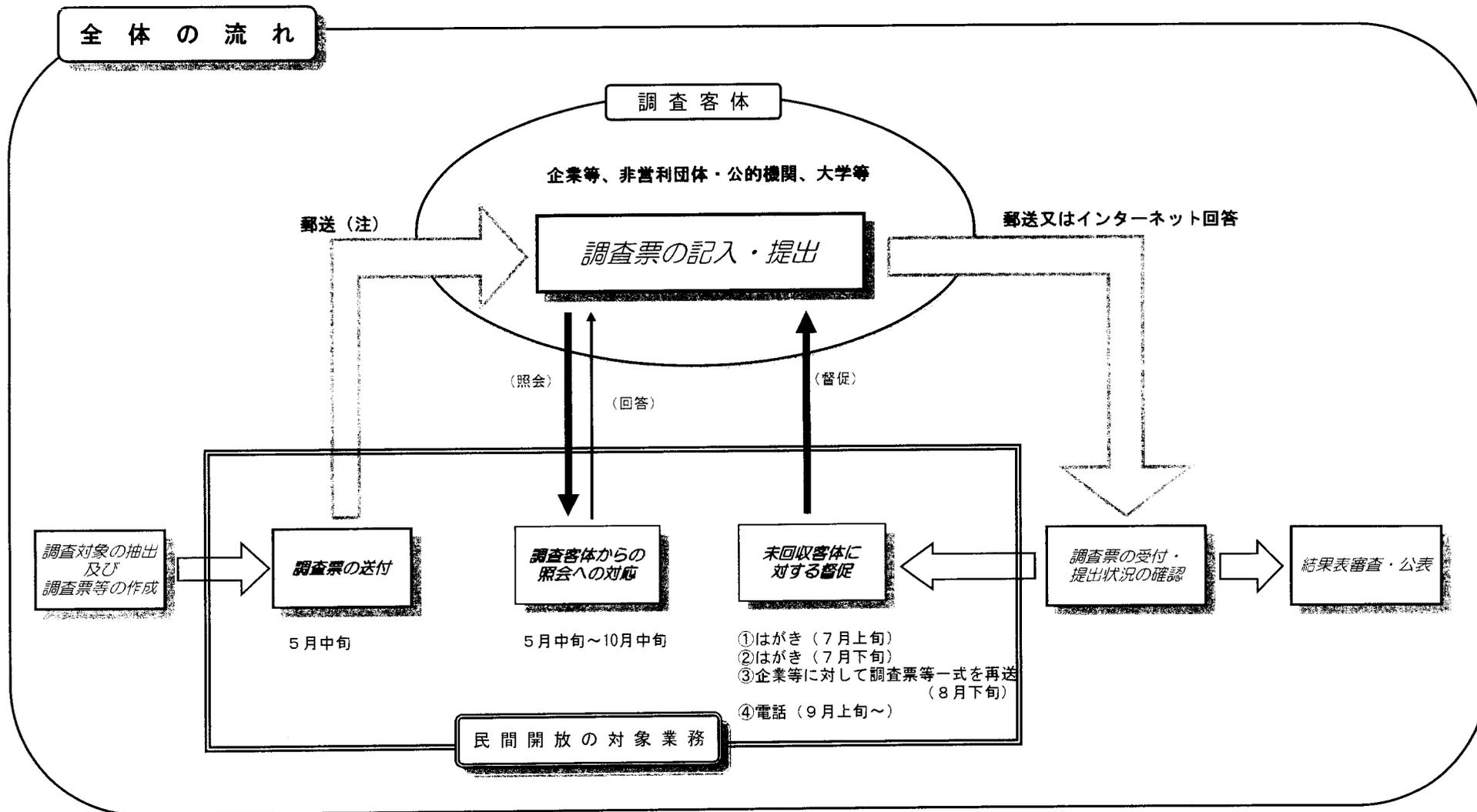
- ① 第1回督促(7/1:はがき 約13000客体)時点の回収率は約27%(企業等約30%、非営利団体・公的機関約33%、大学等約13%)
- ② 調査票提出期限(7/15)時点の回収率は約56%(企業等約51%、非営利団体・公的機関約73%、大学等約71%)
- ③ 第2回督促(7/22:はがき 約8000客体)時点の回収率は約65%(企業等約58%、非営利団体・公的機関約85%、大学等約88%)
- ④ 企業等への督促(8/22:調査票等一式再送付 約4300客体)時点の回収率は約74%
(企業等約67%、非営利団体・公的機関約93%、大学等約95%)
- ⑤ 電話による督促(9/5~:電話 延べ1600件)開始時点の回収率は約79%
(企業等約73%、非営利団体・公的機関約95%、大学等約96%)
- ⑥ 調査票の最終回収数確定日(10/14)時点の回収率は約84%(企業等約79%、非営利団体・公的機関約99%、大学等100%)

平成17年度の回収率の推移



科学技術研究調査の流れ図 (従来の実施方法)

23



(注) 今回の調査の送付方法は郵送に限らない。